

統計調査手法の見直し

茨城県

1 規制・制度改革提案の内容

提案名 統計調査手法の見直し

実現したいサービス・事業の概要

国勢調査等の統計調査において、調査員による調査関係書類の配布・回収を廃止し、調査方法を郵送やオンライン調査のみとする。

事業実施体制

国・県・市町村

事業実施場所

茨城県全域

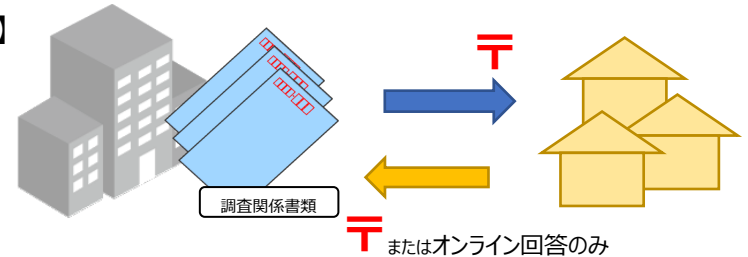
現在、調査関係書類は調査員が直接世帯等へ配布することが定められているが、調査員の高齢化や人材確保難、及び統計調査を取り巻く環境の悪化（プライバシー意識の高まり、昼間不在世帯の増加等）などによって年々対応が困難になっていることから、調査員による配布・回収を廃止し、調査方法を郵送やオンライン調査のみとする。

【現状】



調査員の訪問による配布・回収

【提案】



各世帯へ郵送で配布

※ 郵送またはオンラインによる回答は現状でも可能

必要な規制・制度改革

【根拠法令等】

国勢調査令第6条、第9条
各基幹統計調査規則等

【規制・制度改革の内容】

調査員が調査関係書類を世帯ごとに配布するという、国勢調査令の規定を削除し、世帯に対して直接郵送ができるように改正を行う。

* 他の基幹統計調査においても同様。

規制改革の実現・サービスの実装により実現される地域の姿

- 世帯員が、調査員と対面することなく、調査関係書類の受領と回答をすることとなり、プライバシー等に配慮した調査環境が実現される。
- 県・市町村において、調査員に関する事務（人選、説明会、調査員証作成、指導監督等）の量とコストの削減が図られる。

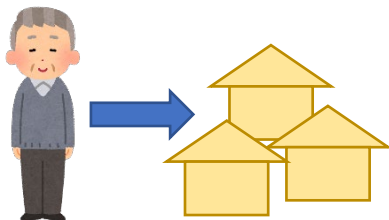
2-1 居住実態及び事業所の新設・存続・廃業等の把握<例：国勢調査>

○ 「居住実態の把握」について

国勢調査は、国内の人及び世帯の実態を把握するため、国内に住む全ての人及び世帯を対象に、ふだん住んでいる場所を実施することとなっている。そのため、「居住実態の把握」が必要となり、現状は、調査員が「居住実態の把握」を行った上で、調査関係書類を配布している。

○ 「居住実態の把握」の方法

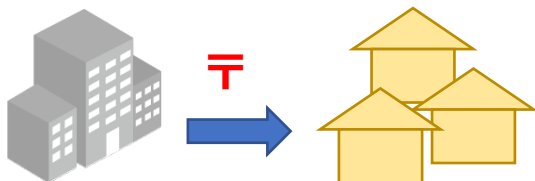
現 状



統計調査員

調査員が対象調査区をくまなく巡回し、常住する調査対象世帯を漏れなく把握した上で、調査関係書類を配布。

提 案



「住民基本台帳」等を利用し、登録されている住所に調査関係書類を郵送。

オートロックマンション、アパート等の共同住宅については特別あて所配達郵便等を活用し、把握する。

- ・「住民基本台帳」のほか、行政の保有する水道料金の使用状況や、民間（不動産会社等）の保有する空室情報などを組み合わせることで、さらに精度の高い居住実態の把握が可能。

<居住あり>

- ・郵便物が配達されれば「居住あり」と判断。

<居住なし>

- ・郵便物が発送元に返送されれば「居住なし」と判断。

<参考情報>

○ デジタル庁における検討状況

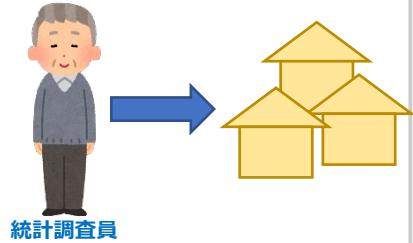
マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（第5回）の資料において、データポータビリティの今後の構想として「現状「国税に係る手続き」に限られている本施策の対象を、その他の手続き（地方税、社会保険、統計調査）にも拡大することで、企業や国民および行政機関のより一層の利便性向上を図る。」とされており、「統計調査」への活用が期待されている。



2-2 居住実態及び事業所の新設・存続・廃業等の把握 <例：労働力調査、経済センサス-活動調査>

現 状

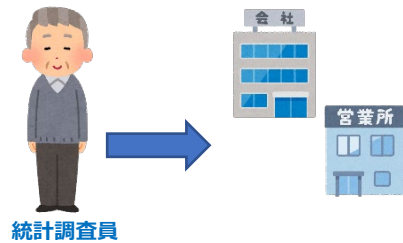
労働力調査



調査員が対象調査区をくまなく巡回し、常住する世帯を漏れなく把握した上で、「抽出された(※)調査対象世帯」へ調査関係書類を配布。

※居住者の有無別に抽出を行っている。

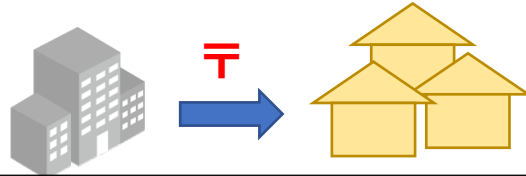
経済センサス-活動調査



「事業所母集団データベース(※)」等を基に作成した名簿により、調査員が対象調査区をくまなく巡回し、「全ての事業所」に調査関係書類を配布。

※「経済センサス」、「経済構造実態調査」等を基に作成したデータベース

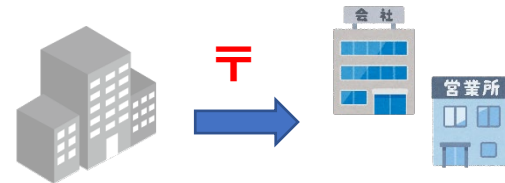
提 案



「住民基本台帳」を利用して名簿を作成し、抽出された調査対象世帯に対し、登録されている住所に調査関係書類を郵送。

抽出調査のため、居住実態の把握の必要はない。

- ・継続調査のため、転居の可能性を考慮し、氏名の記載が不要な特別あて所配達郵便を活用する。



「事業所母集団データベース」等を基に作成した名簿により、全ての事業所に対し調査関係書類を郵送。

<存続等>

- ・郵便物が配達されれば「新設・存続」と判断。

<廃業等>

- ・郵便物が発送元に返送されれば「廃業等」と判断。

- ・「事業所母集団データベース」のほか、法人番号公表情報等を組み合わせることで幅広く事業所を把握することが可能。
- ・新設事業所については、行政への届出情報を基に把握することが可能。

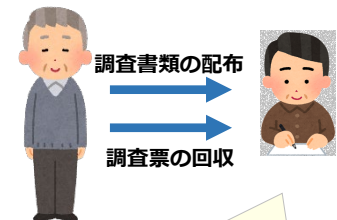
3 調査の流れ

オンライン回答促進のため、紙媒体での調査票の配布を原則廃止する。

- **STEP 1** 全ての調査客体にオンライン回答用ログイン情報一式のみを郵送で配布
↓オンライン回答がない場合
- **STEP 2** 未回答の調査客体にオンライン回答用ログイン情報及び紙の調査票を郵送で配布
⇒オンライン回答が困難な調査客体には郵送で回答してもらう

従来の調査方法

統計調査員 全調査客体



「紙の調査票が届いたからこれに書いて回答するか」

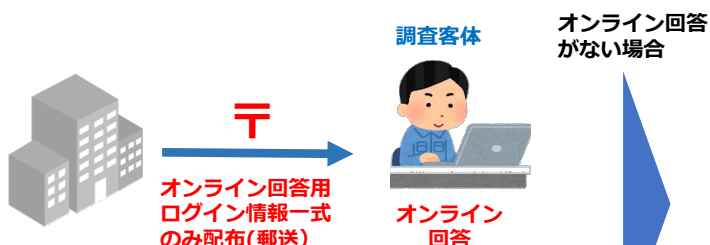
「訪問回数が多くて大変・・・」



「オンライン回答が増えれば審査業務の負担軽減がされるのに・・・」

提 案

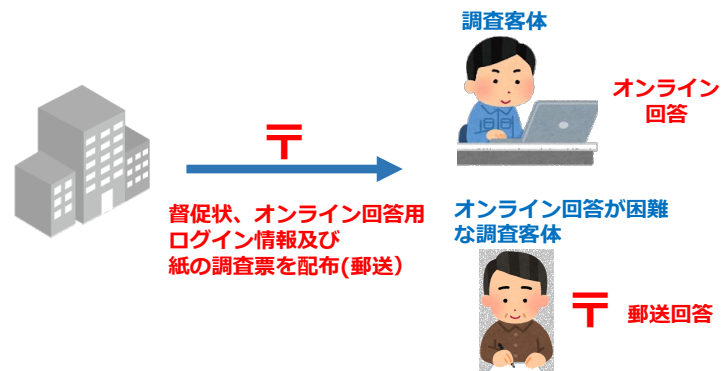
STEP1



「紙の調査票も届いていないし、オンライン回答ができるようだから、オンラインで回答してみるか」

オンライン回答用ログイン情報一式のみが手元に届くことで
オンライン回答へ誘導

STEP 2 (督促)



オンライン回答が困難な調査客体は
郵送で回答

<効果>

- ・ オンライン回答であれば好きな時間に回答・送信でき、記入漏れ等の回答支援機能による調査客体の利便性向上。
- ・ 自動審査が済んだ調査票を審査することによる地方公共団体の審査業務の効率化。

「オンライン回答が増えて審査業務が楽になった！」



「調査員の訪問もなく、いつでも好きな時間に回答できる！」



4 参考情報

総務省統計局発行 統計Today No.87 「国勢調査と住民登録」より抜粋

…日本でも、将来的に、登録ベースの人口と居住地ベースの人口に乖離がなくなり、また、マイナンバー制が導入され、その習熟がなって様々な行政記録情報がリンクできるような状況になれば、いずれ、それを統計作成に利用できることが制度化され、行政記録情報を活用した国勢調査が可能となると思われます。…



諸外国の状況について

国	実施方法
カナダ	2021年の人口センサスでは、事前に郵送可能な住所リストを統計局で作成し、全世帯のうち約9割に対して郵送で配布、残りを調査員による配布で対応した。
アメリカ	地域等に応じて多様な調査方式を採用しており、都市型の住所のある地域などでは郵送配布・郵送回収（インターネット含む）が行われている。 一方で非都市型の場所や、共同住宅で郵便受けが共同の場合などは、調査員による直接配布にて対応している。
北欧・ヨーロッパ諸国	北欧・ヨーロッパ諸国の一部の国（オランダ、ベルギー、スウェーデン、オーストリア、デンマークなど）では、国勢調査を調査ベースではなく、行政記録ベースで行っている。 ※長年にわたり公的手続きに国民IDが使用され、それを基に行政記録のデータベースが整備されている。また、統計目的の利用に関する法的根拠も存在している。

5 補足資料 1 特別あて所配達郵便

○概要

受取人の氏名が記載されていなくても、受取人の住所又は居所が記載されていれば、その住所または居所に配達される日本郵便の郵便サービス。

○利用の主な条件

- ・ 受取人の氏名が記載されていないこと。
- ・ 定形郵便物、通常はがきまたは往復はがきとすること。
- ・ 料金後納とすること。
- ・ 郵便局留置の表示をしないこと。
- ・ 外装に、「転送不要」、受取人の住所などを表す所定のバーコード、「特別あて所配達」など、所定の表示をすること。

○利用料金

特別あて所配達郵便の加算料金は150円（基本料金に加算）となる。

基本料金 (第一種郵便物(定形)、 第二種郵便物)	+	特別あて所配達郵便 (150円)	=	ご利用料金
---------------------------------	---	---------------------	---	-------

○配達の方法

- ・ 配達は投函で行われる。
- ・ 居住のない住居には配達されず、送付元へ返送される仕組み。

5 補足資料2 国勢調査について

○調査の目的

国勢調査は、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とした調査で、5年ごとに行う。

○規制となる法令**国勢調査令**

(国勢調査指導員及び国勢調査員)

第六条 国勢調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として、国勢調査指導員及び国勢調査員を置く。

2 国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する。

(調査の方法)

第九条 国勢調査は、調査年の九月十四日から十月二十日までの期間内において、次に掲げるいずれかの方法により行う。

一 **国勢調査員**又は第六条第六項の規定により同条第五項の事務の一部を行う**国勢調査指導員**（以下「**国勢調査員等**」という。）が識別符号を記載した**書類を世帯ごとに配布し**、及び総務大臣が世帯員又は世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

二 **国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布し**、及び当該調査年の十月一日から同月二十日までの期間内において**収集する方法**

5 補足資料3 労働力調査について

○調査の目的

労働力調査は、統計法に基づく基幹統計『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としており、調査は、毎月末日（12月は26日）現在で行う。

※基礎調査票と特定調査票の2種類で行う。基礎調査票については、2年にわたり同一の2か月を調査し、特定調査票については2年目2か月目のみ調査する。

○規制となる法令労働力調査規則

（統計調査員）

第八条 労働力調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

（調査の方法）

第十条 労働力調査は、調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次条及び第十四条において同じ。）が調査票を担当調査区内の調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。

5 補足資料4-1 経済センサス-活動調査について

○調査の目的

事業所の経済活動及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにする基幹統計を作成すること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とした調査で、5年ごとに行う。

○規制となる法令経済センサス活動調査規則

(統計調査員)

第七条 法第十四条に規定する統計調査員として経済センサス活動調査の事務に従事させるため都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

(調査の方法及び期間)

第十条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所 (調査用名簿に記載されていないものに限る。) 及び 法人以外の団体の調査事業所 イ 調査用名簿に記載されていないもの (以下略)	調査員(第七条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この条、第十二条第一項及び第十三条第一項において同じ。)	一の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を配布すること。	調査員又は市町村長	一の項第一欄に掲げる調査事業所から、調査員にあつては調査票を取集すること、市町村長にあつては調査票を回収すること。